

インタビュー内容【特定非営利活動法人大阪 NPO センター】

Q 1. 主に行っておられる事業について教えてください。

A. 社会的課題解決を目的とした事業活動を創業する方、すでにそのような事業活動を展開されている個人及び団体の組織運営と事業運営をサポートしています。

個人、地縁組織、ボランティア団体、NPO 法人はもちろん、企業、大学そして行政機関もサポートの対象です。

Q 2. 条例指定を取得しようと思った理由や、条例指定取得までのエピソードをお聞かせください。

A. (1) 条例指定を取得しようと思った理由

大阪の地域課題の解決はもちろんですが、大阪発で様々な団体が様々な事業を展開していることを強調したいと思っていました。また、当団体を知らない方も多く、まず当団体を知って欲しいという思いもありました。単独で情報発信するよりも条例指定をすることで、大阪府という信用も発信力もあるところと協力して情報発信を行い、課題解決につなげたいと考えたためです。

A. (2) 条例指定取得までのエピソード

当団体が条例指定取得第 1 号ですが、お互い初めてということもあり、事務手続きをお互い考えながら進める等、良い意味で協働しながら取得に至ったと思います。

Q 3. 条例指定取得後変化はありましたか。

A. (1) 条例取得に伴い、周囲からの評価が変わったと感じた点

条例自体をご存知のない方が多いので、まだあまり変化の実感がありません。

A. (2) 寄附に関して

寄附控除について、寄附していただいた際に説明文などのご案内しています。つまり、寄附した後に控除対象となることが分かるため、法人が 3 号、4 号条例指定を取得したから寄附するということには、なかなか直接つながっていないように思います。

Q 4. 多くの方から寄附を集めるためにどのような工夫をされておられるか教えてください。

A. 当団体は、認定 NPO 法人と条例指定 NPO 法人ともに取得しており、取得する前より、寄附についてより PR するには心がけています。

寄附者への寄附控除に関する説明は、ふるさと納税に近い仕組みと説明すると理解されやすく、寄附のお願いがしやすくなりました。

Q 5. これから条例指定を取得したいと思っておられる NPO 法人へのアドバイスをお願いします。

A. 条例指定を取ることで組織のガバナンス力が高まる事が大きなメリットであり、法人運営がきっちりするきっかけ作りになります。また、寄附者への寄附金の使途に関する説明責任が発生します。ついては、スタッフにも寄附者がどういう思いをもって寄附してくれているのが伝わり、組織内で寄附者の思いを伝えることが促進されます。

加えて、条例指定を取ることでスタッフの一人一人が P S T を意識するようになり、組織全体で寄附を集める機運が高まり、内部の寄附に対する意識の向上につながりました。

条例指定の手続きについては、所轄庁に逐次相談した方がスムーズなので、分からない事は早めに相談された方がよいです。